

要望等に対する回答について

要望年月日：令和8年6月8日

要望団体名：岩手県建設関連業団体連合会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分*
1. 公共事業予算の確保について	<p>県では、令和9年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額について、中東情勢の緊迫化の影響も踏まえ、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、安定的・持続的に確保するとともに、本県における直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう、国に要望したところです。</p> <p>あわせて、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算など、補正予算で措置されている公共事業予算について、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な予算・財源を確保し、その取組を加速化・深化するよう要望したところです。</p> <p>引き続き、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	B
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて	<p>現行の地域要件は、透明性や公正な競争の確保を図るとともに、地域に精通した企業に発注することを通じて地域経済の振興を図る観点等から、「業務委託場所の属する振興局等の所管区域に本店又は営業所を有する」ことを基本に設定しています。</p> <p>引き続き、適正な制度運用に努めていきます。</p>	B
(2) 高度な業務における設計共同体の拡大	<p>「1件の設計金額が概ね10,000千円以上の設計業務又は設計業務を含む複合業務で、かつ大規模又は技術的難易度が高いため単体の資格者では履行が難しく、他の単体資格者と技術力を結集して実施することを認める必要がある業務」について、共同設計方式による発注を認めることとしています。</p> <p>設計共同体による業務は、「技術力を結集して業務を実施する」という設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとし、複数の構成員による共同実施を認めていないところですが、他県の運用状況なども参考としながら、より良い制度の確立・運用について検討していきます。</p>	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分*
<p>(3) 簡易総合評価 落札方式入札について</p>	<p>チャレンジ型入札制度の創設については、貴団体との意見交換会などをはじめ、建設関連業の皆様からの意見を伺いながら、より良い制度の確立・運用について検討していきます。(B)</p> <p>企業の地域内拠点については、委託業務箇所と本店の所在地が同一の広域振興局の管内の場合、周辺環境の熟知等による円滑な業務の執行が期待されることから、地域内拠点の有無を評価対象としています。 引き続き、より良い制度運用に努めていきます。(C)</p> <p>配置予定管理技術者の専任性の評価については、貴団体との意見交換会をはじめ、他県の運用状況等も参考にしながら、必要な見直しについて検討していきます。</p> <p>なお、照査技術者は、業務の節目ごとにその成果の設計図や設計計算書等の照査を行う必要があることから、配置予定監理技術者等の専任制の対象としています。(B)</p> <p>業務中止期間が長く続く場合における配置予定管理技術者等の専任性の評価については、具体的な事案を調査するとともに、貴団体との意見交換会をはじめ、他県の運用状況等も参考にしながら、見直しの必要性について検討していきます。(C)</p> <p>評価点の配点の見直しについては、価格評価点に上限を設けることにより、ダンピング防止対策としての落札率の向上が期待できるとともに、より一層、技術力の評価に重点を置くため、令和5年4月から運用を開始したところです。</p> <p>なお、令和7年4月1日以降に発注する入札については、条件付一般競争入札の対象額を500万円から1,000万円に拡大したほか、難易度区分が簡易な業務については、全て条件付一般競争入札にするなどの見直しを行ったところです。(B)</p> <p>先抜け方式や一括審査方式については、受発注者双方の負担の軽減を図る上で有効であると考えられることから、貴団体との意見交換会をはじめ、他県の運用状況等も参考にしながら、制度の見直し等について検討していきます。(B)</p>	<p>B : 7 C : 3</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分*
	<p>技術提案A項目申請書の簡略化については、受発注者双方の事務負担の軽減に有効と考えられることから、必要な見直しについて検討していきます。(B)</p> <p>電子申請については、出納局が主体となり、建設関連業務等の入札参加資格申請に係るシステムの導入に向けた調整を進めており、令和9年度から運用を開始する予定です。(B)</p> <p>業務実績要件の対象期間の延長については、業務成果の品質や公正な競争の確保などの観点から、適切な要件設定が行われるよう努めていきます。 また、同種業務の実績設定については、業務内容に応じて適切な実績要件が設定されるよう、現地機関に周知したところです。(C)</p> <p>建設関連業務の分離発注については、測量や土木施設の設計などそれぞれの業務内容に応じた専門的な知識が必要とされるため、原則として業務毎に分離発注することとしているところですが、事業の規模や内容、予算執行の制約などを勘案し、必要と認められる場合は複合業務として発注しているところです。 貴団体からの意見を参考にしながら、引き続き、適正な制度運用に努めていきます。(B)</p>	
(4) 補償コンサルタント業務の積極的活用について	<p>複雑・多様化する用地補償業務を円滑に進めるため、専門的な知識や技術、経験を有する補償コンサルタントの御協力が欠かせないものであることから、これまでも各種業務の発注を行ってきました。 災害等の発生時においては、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく、土地調査及び補償調査等の協力を要請することとしています。 今後も、円滑かつ迅速な用地取得を進めるため、必要に応じた委託業務の発注に努めていきます。</p>	A
3. 働き方改革と担い手確保について	<p>東北6県の状況を調査したところ、岩手県の最低制限価格の実態が大きく乖離しているとは言えない状況です。 引き続き、国等の動向も注視しながら、必要に応じて最低制限価格の見直しについて研究していきます。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分*
4. ICT等新技術を活用した生産性向上について	<p>国土交通省が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場におけるICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。このため、県におけるi-Constructionの一層の普及と拡大を図るため、令和6年3月に「岩手県県土整備部BIM/CIM適用業務実施要領」を改正し、さらに、令和6年10月に「岩手県県土整備部BIM/CIM適用工事实施要領」を策定し、業務だけではなく、工事についてもBIM/CIMの活用ができることとしています。</p> <p>また、令和7年6月には「岩手県営繕事業におけるBIM活用実施要領」を策定し、営繕事業のBIM活用ができることとしています。</p> <p>引き続き、調査・測量・設計段階からの3次元による測量及び設計データ作成など、BIM/CIM適用業務の導入を推進していきます。</p>	A
5. 設計意図伝達業務委託等について (1) 設計意図伝達業務委託について	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、岩手県県土整備部が発注する工事監理業務については、平成17年4月から、原則として競争入札による発注を行っていますが、特殊な技術・工法が用いられている等の理由がある場合、設計業務を受注した者と、随意契約により工事監理業務を締結することとしています。</p> <p>なお、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(令和6年国土交通省告示第8号)においては、「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務として設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて行う」とされています。</p> <p>このことから、県の担当者を通じ、設計意図を伝達してきているところですが、引き続き、設計者との情報共有を設計業務において十分に行うことにより、設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。</p> <p>(B)</p> <p>設計者と工事監理者が異なる場合、県の担当者を通じて設計意図を伝達しているところです。</p> <p>引き続き、設計者との情報共有を設計業務において十分に行うことにより、設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。(B)</p>	B : 2

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(2) 総合評価対象 の柔軟な運用につ いて	<p>簡易総合評価落札方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格その他の条件が優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、令和元年度から500万円以上を対象業務としていましたが、今年度から、対象業務を、原則1,000万円以上に引き上げたところです。</p> <p>引き続き、業務内容に応じた発注方式の選定と、より柔軟な制度の運用が図られるよう努めていきます。</p>	B

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <p>・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</p> <p>・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類